

教 育 委 員 会 会 議 録

| 令和 7 年 11 月 臨 時 教 育 委 員 会 | | | | | | | |
|---------------------------|---|--|-------|------------------|--|-------------|--|
| 開 会 日 | 令和 7 年 11 月 11 日 (火) | | | | | | |
| 開 会 時 間 | 午後 2 時 00 分～午後 2 時 25 分 | | | | | | |
| 開 会 場 所 | 佐賀市大財別館 4-3 会議室 | | | | | | |
| 出 席 者 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">教 育 長</td> <td style="text-align: center;">丹宗教育長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教 育 委 員</td> <td style="text-align: center;">堤 委員 鳥飼委員 長崎委員 山田委員 榎原委員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事 務 局</td> <td>豊田教育部長 横田教育部副部長兼教育総務課長 吉谷スポーツ振興課長 池田歴史・文化課長 野田文化財課長 筒井教育総務課副課長兼総務係長 江口教育総務課主幹兼教育政策係長</td> </tr> </table> | 教 育 長 | 丹宗教育長 | 教 育 委 員 | 堤 委員 鳥飼委員 長崎委員 山田委員 榎原委員 | 事 務 局 | 豊田教育部長 横田教育部副部長兼教育総務課長 吉谷スポーツ振興課長 池田歴史・文化課長 野田文化財課長 筒井教育総務課副課長兼総務係長 江口教育総務課主幹兼教育政策係長 |
| | 教 育 長 | 丹宗教育長 | | | | | |
| | 教 育 委 員 | 堤 委員 鳥飼委員 長崎委員 山田委員 榎原委員 | | | | | |
| 事 務 局 | 豊田教育部長 横田教育部副部長兼教育総務課長 吉谷スポーツ振興課長 池田歴史・文化課長 野田文化財課長 筒井教育総務課副課長兼総務係長 江口教育総務課主幹兼教育政策係長 | | | | | | |
| 提 出 議 案 | <p>第 2 2 号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見聴取について</p> <p>第 2 3 号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見聴取について</p> <p>第 2 4 号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見聴取について</p> <p>第 2 5 号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見聴取について</p> <p>第 2 6 号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく意見聴取について</p> | | | | | | |
| 協 議 事 項 | な し | | | | | | |
| 報 告 事 項 | な し | | | | | | |
| 欠 席 委 員 | 0 名 | | | | | | |
| 傍 聴 者 数 | 0 名 | | | | | | |
| 報 道 関 係 者 | 0 名 | | | | | | |
| 会 議 録 作 成 者 | 教育総務課副課長 筒井 倫子 | | | | | | |

日程1 開会の宣告

(丹宗教育長)

これより佐賀市教育委員会11月臨時会を開きます。

委員の皆様には、大変ご多忙な中、ご出席いただきましてありがとうございます。今日の若楠小学校で今年度の学校訪問は全て終了いたしました。委員の皆様には、学校訪問にご参加いただきましてありがとうございます。

それでは、委員会に入ります。

本日は、6人中6人の委員が出席しておりますので、適法に委員会が成立しております。

ここで会議の非公開と日程につきましてお諮りします。

本日の提出議案は議案書に記載のとおりでございますが、第22号議案から第26号議案はいずれも、佐賀市教育委員会会議規則第13条第2号に定める「教育予算その他議会の議決を経るべき案件についての意見の申出に関する案件」に該当するとみなし、非公開とさせていただきます。

したがって、日程3「その他」の後に非公開事項をご審議いただきたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程3 その他

(丹宗教育長)

まず、日程3、その他です。何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程2 提出議案

(丹宗教育長)

続きまして、日程2、提出議案です。

第22号議案から第26号議案の審議になります。これらの議題は会議冒頭で承認いただきましたとおり、非公開事項となりますので、傍聴者は退室をお願いいたします。

〔傍聴者なし〕

【非公開】

(丹宗教育長)

まず、第22号議案（令和7年度12月補正についての意見聴取）について、事務局の説明を求めます。

(横田教育部副部長兼教育総務課長)

それでは、1ページをご覧ください。第22号議案、令和7年度12月補正予算についてです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、佐賀市議会へ提出する議案については、教育委員会の意見を聴く必要があるということで、この案を提出しております。

それでは、各課別の予算の説明に入ります。2ページから4ページに一覧を掲載しております。

2ページの一番上、教育総務課分です。学校体育館空調設備整備調査事業です。市立

小中学校の体育館へ空調設備設置に向けた調査経費です。体育館ごとの現況調査や空調の整備方式、概算事業費を整理し、調査結果を踏まえて具体的な検討を行うこととしております。それ以外の2ページから3ページの、教育総務課分は全て人件費の補正になっております。2番目の事務局費（特別職人件費）と右側の備考欄に書いております人事異動等に伴う増額補正、減額補正は、一般職の人事異動と給与に関する勧告に伴う補正です。備考欄の給与改定に伴う増額補正（会計年度任用職員分）は、会計年度任用職員分の給与改定に伴う増額です。

3ページの学校教育課の歳出の事業名、特別支援教育推進事業と、4ページのスポーツ振興課と文化財課の分も会計年度任用職員分の給与改定に伴う増額補正です。

12月補正予算についての説明は以上となります。

(丹宗教育長)

何かご意見、ご質問ありませんでしょうか。どうぞ、榎原委員。

(榎原委員)

人件費の人事異動に伴う増額、減額補正についてですが、人事異動というのは異動ですか、それとも退職・休職等ということですか。

(横田教育部副部長兼教育総務課長)

人事の異動です。当初予算は大体前年度の1月ぐらいの人員で予算を組みます。そして実際、4月や10月で人事異動がありますと新陳代謝で増えるところ、減るところというのがございますので、それに伴う補正です。

(丹宗教育長)

よろしいでしょうか。

(榎原委員)

はい。

(丹宗教育長)

ほかございませんか。堤委員、どうぞ。

(堤委員)

最初の行の空調設備調査事業費ですが、何校ほどが対象になっているのですか。

(横田教育部副部長兼教育総務課長)

佐賀市53校中49体育館を所有しておりますので、対象は49施設分ということになります。

(堤委員)

49か所全部調査する経費ということですね。

(横田教育部副部長兼教育総務課長)

はい。

(堤委員)

分かりました。ありがとうございます。

(丹宗教育長)

よろしいでしょうか。ほかはございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、特にないようですので、これで22号議案に関する意見聴取を終え、本議案については異議なしといたします。

次に、第23号議案（議案の議決に付すべき業務委託契約についての意見聴取）について、説明をお願いします。

（野田文化財課長）

地域振興部文化財課です。よろしく申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。第23号議案です。東名遺跡ガイダンス・埋蔵文化財センター展示制作業務委託契約の締結につきまして、市議会のほうに議案を提出します。この件について教育委員会の意見を求めるものです。

まず、展示整備の概要についてご説明いたします。議案等資料の1ページをお願いします。現在、整備を進めております東名遺跡ガイダンス・埋蔵文化財センター、こちらの本館については、資料右上の図のような配置で計画しております。このうち、ピンク色で網かけをしている部分に常設展示室、それから、企画展示室及び導入展示を設置することとしております。それぞれの展示室の内容は、その左に記載のとおりです。常設展示室につきましては、主に東名遺跡に関する展示を行います。遺跡の最大の特徴である編みかごや、貝や動物の骨、角を加工したアクセサリー、また、様々な用途で活用をしていました貯蔵穴の剥ぎ取り展示、それから、土器や石器、木製品等の展示を行い、縄文人の感性、あるいは自然とともにあった暮らしを感じていただけるような展示としたいと考えております。それから、企画展示室につきましては、市内のほかの遺跡から出土した遺物の展示を中心に、ほかから借用してきた貴重な史料を紹介する特別展などもこのスペースで行うこととしております。また、展示室への入り口となる導入展示の部分には、高さ2.6メートル、幅6.3メートルの貝塚の貝層の剥ぎ取り展示、こういうものも行いたいと思っております。さらに、これら展示室以外にも、ラウンジやトイレにミニ展示を行い、気軽に歴史に触れていただけるような工夫をしたいと思っております。

それでは、議案の説明をいたします。議案の6ページをお願いします。契約の目的は、東名遺跡ガイダンス・埋蔵文化財センター展示制作業務委託となります。契約の方法は、条件付き一般競争入札です。契約金額は、2億3,595万円、工期は契約締結の日から令和9年8月31日までとなっております。契約の相手方は、株式会社丹青社、代表取締役小林統です。この入札への参加は2者でした。予定価格に対する落札率は98.45%となっております。

説明は以上です。

（丹宗教育長）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（堤委員）

1つよろしいですか。

（丹宗教育長）

どうぞ、堤委員。

（堤委員）

入札に参加されたのは2者ということですが、もう1者の所在地はどちらですか。

（野田文化財課長）

もう1者も東京です。

(堤委員)

2者とも東京ですね。分かりました。ありがとうございます。

(丹宗教育長)

ほかございませんか。どうぞ、長崎委員。

(長崎委員)

気軽に歴史に触れられるようにと言われていましたが、今週末も子どもたち向けにイラストを書くイベントがあるみたいで、それがメールで回ってきました。そういうイベントも絡め、この先が楽しみだなと思って、たくさんいろいろ考えてくださっているんだなと思いました。ありがとうございます。

(野田文化財課長)

ありがとうございます。

(丹宗教育長)

様々な体験活動も含めてということですね。

ほかございませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで第23号議案に関する意見聴取を終え、本議案については異議なしといたします。

次に、第24号議案（佐賀市民運動広場等の指定管理者の指定）について、説明をお願いします。

(吉谷スポーツ振興課長)

地域振興部スポーツ振興課です。よろしく申し上げます。それでは、臨時教育委員会議案書の7ページをお願いします。第24号議案は、佐賀市民運動広場などの指定管理者の指定について、佐賀市議会に議案として提出することについて教育委員会の意見を求める必要があるため、提出するものです。

市議会への提出議案は次の8ページです。説明は別冊の議案等資料で行います。2ページ、3ページをご覧ください。

今年度末で佐賀市民運動広場等の現在の指定管理者の指定期間が満了します。佐賀市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例に基づき、次の指定管理者の候補者を選定するものです。1番の指定管理者に管理を行わせる公の施設は、佐賀市民運動広場以下、佐賀市立東与賀運動公園までの8施設です。2の指定管理者となる候補者団体は、現在、指定管理を行っています公益財団法人佐賀市スポーツ協会、会長林正博で、指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。4番の候補者選定の経緯は、公募型プロポーザル方式で、7月15日から市のホームページと市報さがに募集記事を掲載し、8月15日までの1か月間募集を行ったところ、1つの法人と2者で構成するグループの2団体から参加表明書が提出されました。その後、9月5日までに、この2団体から指定申請書と団体の事業計画書等が提出されております。5の審査の概要については、一次審査は各応募団体が提出した定款、事業計画、決算資料等の団体概要に関する書類審査を行い、二次審査では、(1)に示しております5人の選定委員で構成する佐賀市体育施設指定管理者選定委員会におきまして、一次審査を通過した団体によるプレゼンテーションとヒアリングによる審査を行いました。6番の審査結果です。一次審査時点で応募が2団体ありましたが、うちグループで応募した団体につきましては、構成団体の1者が法人格を未取得でありました。そのため、応募資格を

満たしておらず不合格としております。二次審査は、10月1日に開催した佐賀市体育施設指定管理者選定委員会で、1次審査を通過しました1団体のプレゼンテーションについて、委員5人による評価（採点）を行い、審査結果の評価点の総合計が、市が定める基準点を超える500点満点中358点でしたので、公益財団法人佐賀市スポーツ協会を指定管理者の候補者として選定しております。

説明は以上です。

（丹宗教育長）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

（堤委員）

1つよろしいですか。

（丹宗教育長）

堤委員どうぞ。

（堤委員）

今回、佐賀市スポーツ協会が358点ということで選定されておりますが、参考までに、前回の点数はわかりますか。

（吉谷スポーツ振興課長）

前回の点数は持ち合わせておりません。

（堤委員）

記憶の範囲でいいですが、前回と比べて今回はちょっと落ちましたか。

（吉谷スポーツ振興課長）

今回がちょっと落ちていたと思います。

（堤委員）

わかりました。ありがとうございます。

（丹宗教育長）

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで第24号議案に関する意見聴取を終え、本議案については異議なしといたします。

次の第25号議案（佐賀市文化会館の指定管理者の指定）及び第26号議案（佐賀市立東与賀文化ホールの指定管理者の指定）につきましては、いずれも歴史・文化課が担当していますので、一括して説明をお願いします。

（池田歴史・文化課長）

地域振興部歴史・文化課です。まず、第25号議案です。議案書9ページをお願いいたします。佐賀市文化会館の指定管理者の指定を別紙のとおり佐賀市議会へ議案として提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、佐賀市教育委員会の意見を求めるということで、これを提出させていただいております。

説明につきましては、議案等資料の4ページをお願いします。佐賀市文化会館の効率的・効果的な運営を図り、市民サービスのより一層の向上を目指して、佐賀市公の施設

の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、指定管理者の候補者を選定いたしました。1、公の施設の名称及び所在地、名称は佐賀市文化会館、所在地は、佐賀市日の出一丁目21番10号です。指定管理者候補者の名称、代表者及び所在地は、公益財団法人佐賀市文化振興財団、理事長御厨安守です。所在地は、佐賀市日の出一丁目21番10号です。指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。今回、候補者の選定方法は非公募としております。その非公募の理由といたしましては、下の四角囲みに4点列記しておりますけれども、まず、文化会館を効率的に運営するために、文化振興財団は佐賀市が設立した団体であること。それから2つ目に、多様な自主文化事業を推進し、市の文化振興に寄与していること。3点目に、第三者評価委員会の評価では、各目標値をおおむね達成しており、今後も委員の意見を取り入れた業務改善が見込めるということ。4点目に、財団は、文化会館の維持管理と、文化振興のための事業展開を高い水準で実施できているということからです。

以上の4点から、公募によらず、安定した適切な運営が望めることから、指定管理者の選定をしたところです。

次のページをお願いします。さらに今回、指定管理者選定に当たり、佐賀市文化会館指定管理者審査委員会において、審査の結果、評価点の総合点数が基準点以上であったということで選定しております。審査委員会は、令和7年10月27日に実施しました。審査委員会の構成は、ここに列記しているとおりです。7名の委員で審査を行い、その結果、基準点420点を超える700点満点中、573点という点数でしたので指定管理者の候補として決定した次第です。

次に、引き続き佐賀市立東与賀文化ホールについても説明を続けて行いたいと思います。

議案資料等の6ページをお願いします。佐賀市立東与賀文化ホールの効率的・効果的な運営を図ることで、条例に基づいて指定管理者の候補者を選定しました。公の施設の名称及び所在地、名称は佐賀市立東与賀文化ホール、所在地は、佐賀市東与賀町大字下古賀1228番地3です。指定管理者候補者の名称、代表者及び所在地は、公益財団法人佐賀市文化振興財団、理事長御厨安守です。所在地は、佐賀市日の出一丁目21番10号です。指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。4番の選定の経緯ですが、まず指定管理者の募集を令和7年9月2日から行いまして、その時点で問合せがありましたが、参加表明団体は1団体でした。その後、指定申請書、事業計画書等を提出していただいた団体は同じく1団体です。これを受けて、選定委員会を令和7年10月31日に開催いたしました。審査の概要ですが、選定委員会は、ここに列記しております5名で構成しております。

次の7ページをお願いいたします。第一次、第二次の審査を経まして、審査の結果、基準点300点を超える500点満点中、414点という点数でしたので、これをもって指定管理者の候補者と決定した次第です。

説明は以上です。

(丹宗教育長)

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。堤委員どうぞ。

(堤委員)

佐賀市文化会館と東与賀文化ホールのご説明ありがとうございました。

従来から、この佐賀市文化振興財団が担ってこられていることだと思っています。ここでは、満点700点中、佐賀市文化会館については573点、東与賀については414点ということですが、主な減点理由は何かお分かりであれば教えてください。

(池田歴史・文化課長)

減点理由ですか。

(堤委員)

満点になっていない理由です。

(丹宗教育長)

どうぞ。

(小副川歴史・文化課主査)

基準点を6点としていますので、真ん中の水準からいくとおおむねよかったという評価をいただいていますけれども、10点満点ではない理由としては、まず新しい企画、自主文化事業というものを文化会館は行って、それで小中学校にアウトリーチ事業として芸術家を派遣したり、コンサートを体育館とかで実施したり、そういった事業を行っています。それに目新しさがないというところは委員会でも意見が出ました。今後5年間財団が東与賀と文化会館の指定管理を行っていくに当たって、もっとこういった新しい事業がないかというのは委員から出た意見でございましたので、そういったところが少し減点につながったのではないかと考えております。

(堤委員)

ありがとうございました。

(丹宗教育長)

よろしいでしょうか。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで第25号議案及び第26号議案に関する意見聴取を終え、本議案については異議なしといたします。

ではここで、会議の非公開を解きます。

【公 開】

(丹宗教育長)

これで11月臨時教育委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

終了時間 午後2時25分